

聖書的語りの担い手と日本社会の壁

——桑田秀延が苦闘した日本精神をめぐって——

森 島 豊

我々にとって最も困難で重大な闘いは、友達の振りをして我々に近づき、われわれに譲歩を求め、また麗しい口実と誘惑の手段に事欠かぬ人々からもたらされます。それゆえに使徒の教えにいつそう従い、これを仰ぐことが大切です、これによってあなたはあらゆる^{へつら}諂いや威嚇に抗して堅く立つ者となるのです。

カルヴァンの書簡 1558 年 5 月付¹⁾

はじめに

本論は、日本において聖書的語りの担い手である福音伝道者がぶつかる問題を明らかにすることにある。具体的には、聖書の神を神とする信仰に立ちほだかる日本社会の政治的文化的政策による日本精神の浸透である。これを明らかにすることで、伝道者が克服すべき壁と取り組むべき使命を再認識し、これからの日本の教会の取り組みに貢献できればと願う。

聖書の言葉を福音として教会的に語るとき、植村正久が述べたように、「基督自身を紹介し、其の恵を眞正面より宣傳して人の信仰を催すの氣合」²⁾をもって、いま生きておられる十字架のキリストを証しすることが求められる。学

1) R. ボーレン『祈る——パウロとカルヴァンとともに』（教文館、2017 年）162 頁より引用。

2) 植村正久『植村正久全集 第五巻』（植村全集刊行会、1931 年）525 頁。

問的な神学の学びも必要とするが、聖書の語りの担い手は、病気の原因を詳しく説明できても病を直すことのできない医者のように語るのではない。救われた人間として臨在のキリストを証し、教会に生きる喜びに支えられたキリスト者として生きるのである。

日本において、その存在に立ちはだかる壁がある。一つは、キリストの十字架における贖罪信仰を否定する動きであり、もう一つは、天皇を中心とする国家体制の文化的影響である。

第一の問題は日本特有の問題ではなく、啓蒙主義以降の世界がぶつかる問題である。すなわち、理性を重視した科学の発展による資料主義的な聖書の読み方がもたらす弊害である。人間の理性を中心にしたこの手法による聖書の読み方は、人間中心的な解釈を生みやすく、キリストの神性と十字架の贖罪を否定して、イエスを道徳的模範と解釈する傾向を強くした。また、極端な聖書主義により、資料としての聖書の記述に集中し、歴史的教会の教理を批判し、教会の歴史に働く聖霊の業を過小評価する傾向もあった。これらに対して聖書を教会に取り戻す取り組みが行われており、多くの優れた業績がある³⁾。

第二の問題は、日本において幅広い分野で問題意識が共有されているが、キリスト教会の中では建設的な議論が展開されているとは言いがたい。むしろ教会派と社会派の分裂の種であり、戦前・戦中・戦後の教会指導者への糾弾となり、

3) この問題を扱った神学的著作を紹介すれば枚挙にいとまがないが、本献呈論文の対象となる芳賀力の神学と取り組みは、まさにこの問題意識に貫かれていると言える。なかでも『神学の小径Ⅳ——救済への問い』（キリスト新聞社、2019年）は十字架のキリストによる贖罪を扱った優れた取り組みで、牧師・神学者に有益である。特に、今日でも聞かれる「苦難の僕」とイエスの結びつきを「後の教団のキリスト教的解釈だ」とするブルトマンの主張に対する聖書の弁証は聞くに値する。日本の文脈では、青野太潮の贖罪論の問題と矛盾を鋭く突き、聖書的理解を取り戻している（第11章参照）。特に、キリストの人格に焦点を当てた第13章は読み応えがあり、説教者の必読すべき文章である。同時に、歴史的教会の信仰が言葉にした神学に触れていなければ自らの信仰が容易に異端と同じ理解になってしまうことに気づかされる。教会の信仰は礼拝を豊かにし、説教に命と力を与える。それが神学の使命であり、それを実践している神学的著作である。

教会批判のロジックとして用いられる傾向が強い。しかし、これこそが日本特有の課題であり、本論が取り組みたい主題である。

教会史研究者の赤木善光は晩年のインタビューで次のように語った。

自分自身の歩みを考えますと、もう少し視野を広げれば良かったという反省があります。……日本で伝道する場合、日本人の宗教心を知る必要があるという観点から、今は神道や仏教を勉強しています。日本の牧師たちは、日本の宗教をあまり勉強してこなかった。やはりもう少し、我々牧師たちは冷静に、あるいは客観的に、神道や仏教のことを勉強しなくてはならないと思います。急に明日から役に立つというものではありませんが、長い目で見て必要ではないでしょうか。それは、日本人にどんな問題があるかを知るためです。いちばん典型的な例が、靖国問題です。靖国問題の根本は神道にあると思うんです。ただ憲法違反だ、政教分離だと言うだけでは通らないし、彼らも納得しません。神道の人たちは、「日本人だから靖国神社は当然だろう」と言うわけです。そういう論理はキリスト者にはなかなかわかりませんが、知っておく必要はあると思うんですよね。⁴⁾

本論はこの問題意識と関心に重なっている。日本で最初にキリスト教を伝え、多くの布教の成果をあげたザビエルは、日本を訪れる前に日本の宗教と思想を周到に調査し分析したと言われている⁵⁾。日本を伝道の場とする限り、この国のあり方と特質を把握することは、聖書的語りの担い手として必要なことであろう。

そこで本論では、第一に日本でどのような宗教政策が行われ、キリスト教が警戒された理由を明らかにする。第二に、国家がキリスト教に何を求めていた

4) 「赤木善光氏インタビュー 〓儀礼の底に宗教意識、2015年6月20日」『キリスト新聞』(<http://www.kirishin.com/2015/06/20/13058/>) 2022年8月11日閲覧。

5) 『神道事典』縮刷版(弘文堂、1999年)31-32頁参照。

のかを確認し、第三にその国策が如何に効力を発揮していたかを、戦前の教会の指導者への影響を通して明らかにする。特に桑田秀延の戦時中の論文に注目するが、その目的は先達のキリスト者を糾弾するためではなく、国家の宗教政策による日本精神の影響力を認識するためである。

もちろん、そうすることでキリスト者の戦争責任を免じるわけでも相対化するわけでもない。むしろ、戦争責任の現実的实践を神学的に試みたい。なぜならば、戦前に行われた国家の宗教政策は、戦後も形を変えて継続しており、我々の無意識な行動に影響を与えていると考えられるからである。これを乗り越えるためには、天皇制国家への抵抗と恭順に焦点を当てすぎた従来の研究から、国策の影響力と現在にまで残存するメカニズムを明らかにして、それを克服する神学的思索が必要となる。特に、戦後になって戦争中の指導者を批判する立場が依拠する平和の論理が、昭和天皇に由来する思想である可能性について言及し、日本社会で聖書的語りの担い手が抱える課題を再認識したい。

1 日本の宗教政策

ここでは明治政府が行った日本の宗教政策の背景と内容を概要する。

1.1 神聖天皇崇敬の政策

近代日本の骨格は明治維新以後に作られたが、維新政府は政権の正当性を確実なものとするために、神聖天皇に基づく国家体制の確立を急ぎ、祭政一致の政治を行った。

明治維新を実現した政府は旧政権（徳川幕府）の勢力回復の足場を崩すため、旧体制を解体した（版籍奉還、廃藩置県）。そこで旧体制を維持する身分制を解体し、天皇を中心とする一君万民の国家体制を実施する。このときに、天皇の存在を全国民に浸透する必要に迫られた。江戸時代、天皇の存在は大名や武士には馴染みがあったが、京都御所から外に出ることが減多になかったので、京都周辺や伊勢神宮周辺から離れた庶民に広く認知されていなかったとされる。しかも、諸藩に住む庶民に親しみと忠誠心を与えていたのは大名であったので、

彼らに天皇を神性な存在として認知させる必要があった。

このため明治政府は「神聖天皇崇敬の言説システム」を広める場として学校・軍隊・戦争・祝祭日・イベント・メディアを積極的に用いた⁶⁾。その初期の段階で効果的であったのが、巡幸と⁷⁾、神社神道と皇室祭祀を結びつけたいわゆる「国家神道」の創設である⁸⁾。あまり知られていないことだが、このとき各家庭に神棚の設置を義務付け、生活習慣の中に天皇の存在を浸透させた。その際、「参拝一度を怠るの罰金若干、神拝を怠る事一日の罰金若干」と罰則を定め、追跡調査も行われた⁹⁾。神棚のある家屋を日本の文化とするのは明治政府の宗教政策によっているのである。

明治政府は開国して西洋の科学技術を導入して近代化を図るが、同時に警戒したのがキリスト教の日本への影響である。政府が警戒した理由は、キリスト教信仰が天皇の「神性」を認めず、これを相対化するからである。この政府の思惑を明確に語っているのが浦上四番崩れによって外交問題に発展した際に行われた英米仏独四カ国との外交協議で語った岩倉具視の言葉である¹⁰⁾。

天皇陛下は天照皇大神からのたえることのない血統の御子孫であらせられ、従って、神性を有するお方であらせられると日本の国民が信じることは絶対に必要なことである。しかしながら、キリスト教ではその信者たるや神以外のなものも信仰してはならぬと説いており、これは私どものこ

6) 島藺進『戦後日本と国家神道——天皇崇敬をめぐる宗教と政治』(岩波書店, 2021年) 23-31頁参照。

7) 孫源「明治九年における天皇の巡幸に関する一考察——シンボリック相互作用論の視角から」『東アジア文化研究』第7号(國學院大學大学院文学研究科, 2022年) 197-210頁参照。

8) 島藺進『戦後日本と国家神道』参照。

9) 坂本是丸「日本型政教関係の形成過程」井上順孝・坂本是丸編著『日本型政教関係の誕生』(第一書房, 1987年) 24-25頁(本文では、かな改め)。

10) 「浦上キリシタン弾圧に関する対話書」安丸良夫・宮地正人校注『宗教と国家』日本近代思想体系5(岩波書店, 1988年) 303-313頁参照。

の信念に直接対立するものである。(傍点筆者)¹¹⁾

天皇の神性を否定する具体的行為として政府が問題としたのは、神社参拝の拒否、鳥居をくぐらない、仏壇や位牌、神棚やお札の家庭からの撤去等である。今日の日本において文化と受け止められるこれらの行為は、「貴殿〔各国大使〕の目から見れば取るに足りないことのように映るかもしれませんが、我國民にしてみれば、それこそミカド〔天皇〕に対する侮蔑の心を表白するもの」¹²⁾と断言されている。

ちなみに、今日ほとんどの日本人に年中行事として定着している「初詣」も明治政府の政策によっている¹³⁾。つまり、明治政府は國民の生活習慣の中で神聖天皇崇拝の感覚を浸透させていったのである。

1.2 日本型政教分離

しかし、祭政一致の国のあり方は欧米列強国との外交交渉の中で変更を余儀なくさせられていく。当時、幕末に締結した不平等条約の撤廃を求めていた明治政府は、対等な関係で交渉のテーブルに着くため、諸外国から信教の自由と政教分離が求められた。宗教的存在である天皇を中心とする日本の政治体制はこれと真っ向から衝突した。

そこで、神聖天皇崇拝の体制を崩さずに信教の自由と政教分離を模索した。そこで学術的には「日本型政教分離」と呼ばれる国家体制が成立する¹⁴⁾。皇室祭祀と結びついた神社神道を宗教より上に位置づけて、国事行事を行う文化とした神社非宗教論である。今日でも神社に宗教性を感じず、七五三や初詣を日

11) 「浦上キリシタン弾圧に関する対話書」『宗教と国家』314頁。

12) 「浦上キリシタン弾圧に関する対話書」『宗教と国家』309頁。

13) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究——天皇就任儀式・年中行事・文化財』（高倉書房、2000年）235-262頁参照。

14) 安丸良夫『神々の明治維新——神仏分離と廃仏毀釈』（岩波新書、1979年）208-209頁参照。

本の文化ととらえるあり方は、明治政府の宗教政策の影響と言える。

これらの政策の中で常に警戒される対象の一つがキリスト教であった。なぜならば、キリスト教信仰は天皇を相対化する要素を持っており、神聖天皇を中心とする国家体制（国体）によって国民統合を目指した政府にとって危険な存在だったからである。そのことは内村鑑三の不敬事件への過剰な反応からも観察できる。

1.3 日本政府が宗教に求めたこと

一方で、大日本帝国憲法により「安寧秩序を妨げず、及び臣民たるの義務に背かざる限りに於いて」¹⁵⁾と条件付きであったが、信教の自由を認められていたので、キリスト教会は礼拝を行うことができた。ただし、日本政府はキリスト教会に対して、仏教の神仏習合と同じように、国家に仕えることを基軸とした宗教となることを求めた。

この方針について、戦前から戦後の歴代首相の指南役として知られる安岡正篤が興味深いことを語っている。安岡は戦前に『日本の國體』を書き、後に文部省が頒布する『國體の本義』の解説書を出版するなど、日本の国のかたちを説いていた¹⁶⁾。終戦工作では終戦詔書に重要な修正を施し、戦後も財政界に大きな影響を与えたと言われている。その安岡が「日本化できなかったキリスト教の弱み」¹⁷⁾について文章を書いている。安岡によれば、日本化できなかった宗教の特徴は、「〔他宗教の神に〕絶対帰依するあまり、神々〔日本の皇祖皇宗〕の信仰を不必要とし、国体と合わぬものを生じ」¹⁸⁾たことにある。一方で、安岡が評価するキリスト教の指導者とあり方が次のように紹介されている。

15) 「大日本帝国憲法」「憲法の構想」日本近代思想体系9（岩波書店、1989年）431頁（かな改め）。

16) 安岡正篤『日本の國體』（青年教育普及會、1932年）。

17) 安岡正篤『人生、道を求め徳を愛する生き方』（至知出版社、2005年）161-163頁参照。底本は『日本精神通義』（日本青年館、1936年）。

18) 安岡正篤『人生、道を求め徳を愛する生き方』162頁。

あめのみ なかぬしのかみ
天之御中主神をエホバの神と同視し、本居宣長^{のりなが}、平田篤胤^{あつたね}、黒住宗忠らを
唯一神教の使徒として、キリスト教をその継承者たらしめようとする海老
名弾正の神道的キリスト教や、松村介石の儒・道習合的キリスト教、戸川
あんたく
安宅の禪的キリスト教などの運動が絶えず行われてきております¹⁹⁾

ここで評価されているキリスト教会の指導者とその教義は神学的に大きな問題を含んでいる。具体的には、本論の「はじめに」で取り上げた第一の問題に触れており、キリストの神性と十字架による贖罪、そして聖書の神を神とすることの否定につながる。ところが、キリスト教会では受け入れられない神道や他宗教と融合したキリスト教理解は、国家から歓迎される宗教なのである。安岡は「真に護国の大道とせぬかぎりキリスト教は発展できない」²⁰⁾と述べて、国体護持に仕える宗教へ日本化することを求めた。

1.4 キリスト教指導者への影響

日本のキリスト教会は、植村正久と海老名弾正のキリスト論論争に見られるように、教会の教理と信仰告白に基づく神学的立場を守るために戦い、鋭い感覚で聖書の信仰に立っていた。それでも、「三教会同」²¹⁾など様々な国家の政策に積極的に協力することによって、国家の求めるあり方に近づくことが生じた。これを現在の視点から国家に迎合したと批判することは容易いが、国家の巧みな宗教政策による効力を認めなければ、本質的な問題の認識と克服は難しい。

問題を複雑にしているのは、天皇との関係である。当時のキリスト教会の深刻な課題の一つは、キリスト教の社会的市民権の獲得であった。この点におい

19) 安岡正篤『人生、道を求め徳を愛する生き方』163頁。

20) 安岡正篤『人生、道を求め徳を愛する生き方』163頁。

21) 三教会同とは、1912年2月25日に教派神道、仏教、キリスト教が合同して国民道徳の振興に協力するために開かれた会合である。

て、明治初期のキリスト者は明治天皇に恩義を感じていた。彼らは天皇を神と受け止めなかったが、日本の君主として敬愛していた。なぜならば、耶蘇教と呼ばれ、信じることも認められていなかったキリスト教の礼拝を公に行うことができたのは、大日本帝国憲法により信教の自由を保障した明治天皇によると受け止めていたからである。

この姿勢は、植村正久によく表れている。「内村鑑三不敬事件」に際して発禁処分になっても戦った植村であるが、彼は明治天皇の誕生を祝う天長節に説教を寄稿し、天皇への敬愛の念を強く表していた。そこでも信教の自由を保障したことに対して「キリスト教徒はこの点において深く陛下の聖徳かんたいを感戴す」²²⁾と述べている。この姿勢は一貫しており、日露戦争後の天長節でも「陛下の臣民忠良の誠意いよいよ深く」²³⁾なることを願いながら、「余輩は五千万の国民と共に、満腔まんこうの敬愛をもって陛下のために神に感謝し、その祝福皇室の上にますます優渥ゆうあくならんことを祈る」²⁴⁾と述べ、皇室の上に神の祝福を祈っている。

信教の自由を保障した明治天皇への敬愛の念は、植村だけでなく、当時のキリスト者が共通に抱いていた心情であった。けれども、原理的に言えば、宗教的性格を帯びた天皇の存在は信仰者の立場を難しくさせる。明治政府は天皇神権による宗教政策を行っており、植村たちも「皇上は神なり」²⁵⁾という認識があることを知っていたので、神的存在としての天皇とキリスト教信仰は本来相容れない関係のはずであった。しかし、明治天皇への敬愛と神社非宗教化政策

22) 植村正久「天長節」(『福音新報』第190号、明治27年11月2日)『植村正久著作集第一巻』(新教出版社、1966年)102頁。

23) 植村正久「天長節」(『福音新報』第540号、明治38年11月2日)『植村正久著作集第一巻』168頁。

24) 植村正久「天長節」169頁。

25) これは内村鑑三の不敬事件に対して、植村たちが連名で(押川方義、植村正久、三並良、丸山通一、巖本善治)いくつかの雑誌に寄稿した文章にある言葉である。「敢て世の識者に告白す」『郵便報知新聞』(1891年2月21日)。鈴木範久『内村鑑三日録 1888-1891——一高不敬事件〈上〉』(教文館、1993年)261頁より引用(かな改め)。

は天皇の神性を曖昧にした。

土肥昭夫は、明治政府の宗教政策が植村にも影響しており、「植村の中にもこれを受け容れ、その精神的秩序の中に無意識のうちにのめり込んで行くような体質があったことを示唆する」²⁶⁾と分析している。しかし、先にも述べたようにこれは植村だけの問題ではなく、明治政府の政策が効果的に国民に浸透していることを証左するものと受け止める必要がある。なぜならば、この方針はかたちを変えて戦後も継続し、神を神とする聖書の語りの担い手の壁となっており続けていると考えられるからである²⁷⁾。戦前の天皇制国家体制化に籠絡されたキリスト者へ批判を加えることも重要であるが、それに限定した考察は戦前と戦後を断絶する捉え方に基づくため、現代に続く政府の政策の影響力を見えにくくする。戦後の日本キリスト教史研究は、天皇制国家への抵抗と恭順に焦点を当てすぎた嫌いがあるが、国策による日本精神の影響力を克服するために、先達のキリスト者でさえ乗り越えられなかった課題を明らかにして、その現在的影响を見抜くことも重要である。

2 桑田秀延における日本の宗教政策の影響

筆者は、拙著『抵抗権と人権の思想史』において政府の宗教政策による明治初期キリスト教指導者への影響を扱った²⁸⁾。そこでは天皇への敬愛とキリスト教信仰という本来矛盾する関係を両立させていく経緯に注目した。具体的には、国体とキリスト教信仰の関係であるが、彼らは天皇を神の使者として受け止め、

26) 土肥昭夫『天皇とキリスト——近現代天皇制とキリスト教の教会史的考察』（新教出版社、2012年）136頁。

27) 同様の問題を、「人権」という主題で取り扱ったものが以下の拙著である。そこでは、日本政府が欧米の思想を日本化して、欧米化を錯覚させながら伝統的日本精神を支えている現象を実証している。拙著『抵抗権と人権の思想史——欧米型と天皇型の攻防』（教文館、2020年）。

28) 拙著『抵抗権と人権の思想史』第2部参照。特に注目したのは小崎弘道と本多庸一である。

天皇に従うことは神に従うことであるという仕方では整理した²⁹⁾。本論では、その同じ問題に直面した戦前戦後の神学者である桑田秀延に注目し、日本の宗教政策による日本精神の影響を確認する。

2.1 1930年代のキリスト教日本化運動

桑田秀延は戦前に明治学院神学部、日本神学校、日本東部神学校を経て、戦中に日本基督教神学専門学校校長となり、戦後は東京神学大学初代学長として長年日本の神学教育に尽力した。その神学はキリストの受肉と贖罪と復活に基づく福音の上に立ち、聖書の証言に依拠して神の主権を追求し、御言葉と聖礼典を中心とする福音の宣教と教会の信仰を重んじた。この姿勢は戦前戦後と変わることなく一貫しており、戦中の厳しい状況の中でも揺らぐことがなかった。その意味で、非常に優れた日本の神学者の一人である。しかし、その桑田も日本の国体との関係において日本の宗教政策の影響に染まっていた。

もちろん、桑田が置かれた厳しい状況を理解しておかなくてはならない。『神学とともに五十年』(1974年)には当時の厳しい状況が記されている³⁰⁾。教会に宮城遥拝が伝達され、神学校でも軍事教練が行われ、桑田が講演するときは私服刑事の特高が筆記し、思想調査で呼び出されたこともあった。それでも「われわれキリスト者は、天皇の神格については戦前から、内村鑑三のように潔癖に考えているものと、もっと漠然と考えているものとの差はあっても、聖書が教えているような意味で天皇を神と考え、信仰の対象としている者は、まずなかった」³¹⁾と証言している。戦前のキリスト者の多くは、天皇を神と受け止めていなかったのである。けれども、天皇を信仰対象と認識しないことで、

29) これは構造的に明治の一君万民思想に影響を与えた会沢正志斎が示す国体の構造原理と類似しており、その信仰理解は民族主義的傾向を持った。拙著『抵抗権と人権の思想史』第2部参照。

30) 桑田秀延「神学とともに五十年」『桑田秀延全集 第五巻』(キリスト新聞社, 1974年) 111-113頁参照。

31) 桑田秀延「神学とともに五十年」120頁。

キリスト教信仰が日本精神や国体思想に近づいていく現象が起きていた³²⁾。安岡正篤が求めた日本化である。

日本精神や国体とキリスト教信仰の関係は、明治初期の時代から「衝突」という仕方の問題視されてきたが、桑田の1933年頃の文章によれば「近時『日本精神』が流行的に強調され、キリスト者はその独特な立場即ち福音において祖国を愛することを新しく考えさせられている」³³⁾とあるように、昭和になって再び問われ始めていた。1938年の文章には「日本精神とキリスト教信仰とを積極的に関係づけようとする叫びとある種の企圖」すなわち「キリスト教の日本化」という運動が出現していると報告している³⁴⁾。

この動きに対して桑田は、「我々は信仰の本質的立場から云つて俄に賛同し得ない」³⁵⁾と日本精神との結びつきに反対した。むしろ、「キリスト教の日本化とは、キリストの福音が我々日本人によつて眞剣に信ぜられ、その信仰が祖國と同胞の間に生かされると云ふことに他ならない」³⁶⁾と主張し、福音を信じ、愛をもって伝道に邁進することを訴えた。この姿勢は1941年の『宗教研究』に寄稿した論文「基督教と文化」においても変わらない。そこではキリスト教と文化についての欧米神学思想史を概観したのち、キリスト教と日本の問題について簡単に触れ、「問題の眞の解決は、短兵急にではなく、ただこの國に於ける基督者の眞實なる信仰生活と眞實なる傳道によつてのみ來ると思はれ

32) 小塩海平は、当時神学生であった幾人かの手記を通して、戦争中の日本神学校が「天皇陛下万歳」を積極的に行うなど、国家に恭順な神学校の様子を紹介している。小塩海平『BC級戦犯にされたキリスト者——中田善秋と宣撫工作』（いのちのことは社、2022年）13-17頁参照。

33) この文章は1933年12月から連載した桑田の文章で、四回目の寄稿文である。桑田秀延「キリスト教社会倫理のテキスト——ブルナーの『命令と諸秩序』」『桑田秀延全集 第四卷』（キリスト新聞社、1975年）346頁。

34) 桑田秀延「民族の傳統と福音」『開拓者』第33巻5号（日本基督教青年會同盟、1938年）7頁。

35) 桑田秀延「民族の傳統と福音」7頁。

36) 桑田秀延「民族の傳統と福音」7頁。

る」³⁷⁾と述べて、十字架の福音を信じる信仰生活と伝道に活路を見出そうとしている。

2.2 1940年代の日本基督教運動

桑田は、この姿勢を一貫させながら、1940年代にこれまで向き合ってきた国体や日本精神との関係を取り扱うようになる。ここで注目する二つの論文は、教会向けの『神學と教會』（1942年）に寄稿したものと³⁸⁾、社会向けの『宗教研究』（1944年）に寄稿したものである³⁹⁾。内容は「基督教が日本に同化してをらず、従つて日本の國情及び傳統の精神と相容れない」という批判に対応した弁証であり⁴⁰⁾、背景には厳しい時局の要請で止むを得ない状況のあったことが推測できる⁴¹⁾。

一方で桑田は、日本とキリスト教という「この問題は日本の教會がどうしても避けることの出来ない、否な寧ろ積極的に解決しなければならない根本問題である」と述べて、「外からの強制といふよりも寧ろ内から自發的にとりあぐべき問題であると理解したい」と、主題自体の重要性に注目する⁴²⁾。どちらの論文も国体や日本精神との関係を論じたものであるが、『神學と教會』は天皇との関係、『宗教研究』は国体との関係に焦点が当てられている。この中で日

37) 桑田秀延「基督教と文化」『宗教研究』第110号（宗教研究會，1941年）93頁。

38) 桑田秀延「日本傳道の辯證論——『日本と基督教』の問題解決への一努力」日本神學校神學會編纂『神學と教會』（長崎書店，1942年）115-147参照。この論文は『桑田秀延全集』に収められていない。この雑誌は最終号であるが、以下の寄稿論文や付録はキリスト教と国体の関係を扱わなければならない当時の状況を物語っている。郷司健爾「大東亞と日本の基督教」。興梠正爾「紹介『日本思想史研究』其の他」。石村貞吉「神道の思索的展開」。小幡慶助「日本國民思想と基督教との交渉に關する文献抄」。

39) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」『宗教研究』第120号（宗教研究會，1944年）70-88頁。この論文も『桑田秀延全集』には収められていない。

40) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」73頁。

41) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」117，132，135頁参照。

42) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」71頁。桑田秀延「日本傳道の辯證論」117頁参照。

本の宗教政策の影響が色濃く表れている。

2.2.1 『神學と教會』（1942年）

『神學と教會』は日本神学校を中心に桑田を編者とする論文雑誌で、「後記」によれば戦前に15巻刊行された⁴³⁾。今回取り上げるのはその最終号であるが、「種々の情勢は此の小誌の繼續を斷念しなければならなくなつた」⁴⁴⁾とあるように、時局の影響を受けて廃刊に追い込まれたことが窺える⁴⁵⁾。

その中で桑田は「日本と基督教」という主題に取り組んだ⁴⁶⁾。この主題への取り組みは「肇國の精神に歸らん」とする国家の要請に迫られ、「國體と基督教、日本精神と基督教」の關係が問われたことに端を発している⁴⁷⁾。しかし、桑田は主題そのものの重要性を自覺して、これを「教會自身が内から自發的にとりあげねばならぬ緊要なる問題である」と積極的な姿勢を示した⁴⁸⁾。

桑田は社会からの誤解を解き、キリスト教を弁証するために、キリスト教の「個人主義、自由主義、國際主義」に注目するが⁴⁹⁾、問題は「日本の神と基督教の神」に焦点が定まっていく⁵⁰⁾。この論点は文部省当局者との会合で示されたものだが、日本の国體と日本の神が不可分の關係であることを示している⁵¹⁾。この問題に取り組むに当たり、教育勅語と文部省が発行した『國體の本義』に

43) 村田四郎「後記」『神學と教會』280頁。

44) 村田四郎「後記」『神學と教會』280頁。

45) 日本神學校神學會編纂『神學と教會』参照。

46) 桑田秀延「日本傳道の辯證論——『日本と基督教』の問題解決への一努力」『神學と教會』115-147頁参照。

47) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」117、132頁参照。

48) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」117頁。

49) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」122-126頁参照。

50) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」132、135頁。

51) 桑田は立場上文部省の当局者との会合に臨み、そこで問題の焦点が「日本の世界觀と基督教的世界觀との關係」「日本の神と基督教の神の問題」であることを伝えられた。その意味で、この論文の主題は政治的な要因からキリスト教会の弁証のために取り組むことになったものと言える。桑田秀延「日本傳道の辯證論」132頁参照。

示される国体精神に基づいて考察し、日本の国体は「皇祖皇宗の宏遠なる御精神によつてこの國が肇められ、萬世一系の天皇によつて歴代この肇國の御精神が繼承せられて今日に至つた所に、その基本があり」、「大君への盡忠の精神^{じんちゅう}」という「一君萬民の事實」にあるとする典型的な国体理解を示した⁵²⁾。桑田によれば、以上の「國體の根本精神と基督教との間には、問題はありません⁵³⁾と判断する。その理由は、後述するように日本の国体の宗教性を認めないからである。そこで問われることが「日本の神と基督教の神の問題」⁵⁴⁾である。

桑田は、『國體の本義』に基づいて、日本とキリスト教の神理解の違いを次のように表現した。

天皇を現御神とし奉る意味は、所謂絶対神とか全知全能の神とか言ふが如き神の意味ではなく、皇祖皇宗がその神裔でおらせられる天皇に現れまし、天皇が皇祖皇宗と御一體であらせられる意味であるとなつてゐる。⁵⁵⁾

ここで導こうとしている論理は、現御神としての天皇が「宗教で言ふやうな意味での信仰の対象とは考へられてゐない」⁵⁶⁾ということである。同様に、「神社の形を以て表現せられてゐる」日本の神についても、「神社は、宗派神道と嚴格に區別せられて宗教にあらずとせられ、政府の所管も相違してゐる」として、その宗教性を否定する⁵⁷⁾。さらに日本神道の本質に「祈願」はなく、「神に對してただ感謝を申し上げる」⁵⁸⁾という点に注目し、「かうしたものが日本の神であるとすれば、我々基督者は天父に對する信仰と矛盾なく、日本の神に對し得、

52) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」134 頁。

53) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」135 頁。

54) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」135 頁。

55) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」136 頁。

56) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」136 頁。

57) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」137 頁。

58) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」137 頁。

日本國民として心から崇敬の誠を之等の神々に捧げることが出来る」⁵⁹⁾と述べる。桑田の論理では、「祈願」の対象でない存在は宗教的信仰の対象とならないのである。そこでこの問題について以下のように結論する。

日本の神は國家的信念の対象であり、宗教の如何に拘らず（佛教徒も基督教徒も）之を崇敬申しあぐべきもの、従つて日本の神と基督教の神との間の問題は、二つの宗教の間の問題とみらるべきではなく、何人もが受納すべき國家的信念と基督教と云ふ特定なる宗教的信仰との間の問題と理解したいと思ふ。⁶⁰⁾

要するに、日本の宗教政策によってつくられた神社非宗教の構造原理の中でキリスト教信仰を位置づけ、日本精神や国体思想と矛盾しない「日本基督教」⁶¹⁾なるものを展開したのである。この理解に基づいて、「神社の参拜その他、神社に関する諸問題は、政府當局の命令指揮を待たず、寧ろ教團として進んで之をとりあげ、具體の方針を決定して問題を解決し、それを教會の内と外とに示すべきではないか」⁶²⁾とこれを推進する考えを主張した。

2.2.2 『宗教研究』（1944年）

桑田は1942年の論文を「我々は日本基督教の使命と約束とを期待して祈り求めたい」⁶³⁾という言葉で結んだ。『宗教研究』に掲載した1944年の論文では、これを展開して「日本基督教の樹立」を目指す方向で考察をしている⁶⁴⁾。

59) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」137頁。

60) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」138頁。

61) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」117-118、145-146頁参照。

62) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」138頁。

63) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」147頁。

64) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」70頁。この論文がどのような経緯で寄稿されたのかは不明であるが、桑田が神学校の責任者であり、「筆者は日本の福音主義教會（日本基督教團）内にあつて、専ら神学の研鑽に従事しつつある一人として、微力ながらこの問題

ここで言う「日本基督教」とは「日本民族日本國家と深く交渉しそのうち生れる基督教の意味」⁶⁵⁾である。別の言葉で表現すると「わが國の基督教が思想的に欧米の基督教から獨立し、日本の基督教として自覺すること」(傍点原書)である⁶⁶⁾。これは日本思想との折衷や結合ではなく、地に蒔かれた種のたとえ話のように、「日本で生え日本で實つた信仰となり、日本から感化を受けると同時に、基督教信仰が生きて日本の精神と文化のうちに浸透してゆく」⁶⁷⁾ことが目指された。

このために必要なこととして四つのことが挙げられるが、その第一に「皇國民としての自覺」が主張された。重要な部分なので引用する。

先づ第一には皇國民としての自覺である。基督教が日本の基督教として自覺されるためには、先づこの事がなければならないのは當然である。これも我々は日本に生を受けた者だから生れながらにして皇國の民だといふ程度でなく、この事を特に自覺して立つのでなければならない。世界に比類なきわが國史の特異なる事實をよく辨へ、それを貫く精神的傳統に充分に浸り、何よりもわが國體の精神によく徹しなければならない。教會のうちに皇國の精神的傳統の眞面目な研究が起つて來ねばならない。そしてこの有難き國家に生をうけたことを心から感謝し、ここに我々の使命の具體的な場を見出し、皇國の民として皇道翼賛に全幅的に生きてゆかねばならない。この事なくしてはわが國の基督教は日本の基督教として自覺されてゆくことが出来ない。(傍点原書)⁶⁸⁾

については平生責任を感じ、又そのため勞苦しつつある者である」(71 頁)と學術的に不要な言及があること、また桑田の他の文章には見られない「皇國」という文言が出てくることから、時局に迫られ立場上執筆した文章と捉えられなくもない。

65) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」72 頁。

66) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」75 頁。

67) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」76 頁。

68) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」76-77 頁。他の三つは、純粋なキリスト教信仰の把握、日本人として純粋なキリスト教信仰を信じること、そして社会への浸透による

先の論文にあったように、桑田にとって、現御神である天皇とキリスト教の神は両立する。それは日本の神を宗教的なものでなく「國家的信念の対象」⁶⁹⁾と受け止めたため、「日本の神への崇敬と天父への信仰とは、なんら矛盾せずともにあり得る」⁷⁰⁾という理解に至ったのである。この論理に支えられ、「皇國民としての自覺」とキリスト教信仰も両立した。

日本人たる以上、皇國の民として皇國の道に則つて眞實に生きること、即ち皇道翼賛に挺身することは絶對的である……日本人にとっては、基督教を信仰する場合と雖も、この道を離れてただ基督教だけを抽象的に生きるやうな事は、現實的な信仰生活として考へられもせず存在し得ない。⁷¹⁾

この理解に基づいて、「皇國民としての自覺」を促すキリスト教は「日本の基督教として自覺」することへと導く。ここで桑田が目指しているのは、キリスト教信仰を中心にした日本思想との相互作用である。

紙面の関係上、キリスト教が日本の伝統的精神から受けるものだけを紹介するが⁷²⁾、その前提として、桑田は「わが國の如くに深き國家理解を有する國は事實上他にない」⁷³⁾と世界における日本の優位性を評価する。その國家理解とは「世界に無比なる日本の歴史であり、君民一體忠孝一本の獨自なる國體であり、そこに生れた武士道の如き精神であり、又外國の文化のよきものを吸収して之を日本化し、東西の兩思想を消化して自らのうちに生かすことに成功した

日本のキリスト教の發展・展開である。76-80 頁参照。

69) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」138 頁。

70) 桑田秀延「日本傳道の辯證論」137 頁。

71) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」82 頁。

72) キリスト教信仰がこの国の伝統的精神に貢献することとして「人格神の信仰」「人生及び現實に對する態度」「基督教の救済觀」の三つが挙げられている。桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」84-87 頁参照。

73) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」88 頁。

こと等」⁷⁴⁾である。

桑田は、この伝統的精神による日本のキリスト教への貢献を期待する。たとえば、「忠義」「孝」がキリスト教の「神の理解とこの神への信仰的態度のために貴き備へをなす」と述べ、武士道もキリストへの忠誠に示唆を与え、浄土門も恩寵と信仰義認の理解に寄与するであろうと言う⁷⁵⁾。また一大家族としての国家、祖先、氏などの理解からも「之等から感化を受けその成果を接收して自らのものとせざるを得ない」⁷⁶⁾と訴える。

2.3 戦後の錯覚

以上のようにして、桑田は一方ではキリスト教の日本化を拒絶し、日本精神との折衷や結合を避けながら、他方でキリスト教信仰を中心に日本思想との相互作用を模索し、日本の伝統的精神と文化に浸透していく「日本基督教の樹立」を訴えた。しかし、国制の枠の中で思索しているため、その論理がすでに天皇を中心とする国体思想を基礎づけた政府の宗教政策の方針に準じていた。

もちろん、当時の国家による要請が働いていたことは推測できるが、それでも根本的にこの国に特異な宗教要素の問題に気づいていないようにも思える。たとえば、敗戦直後の1945年10月、神学校へ講演に来た鈴木大拙から教育勅語の批判を聞いて、桑田ははじめてその問題に気づき、「従来のままの日本思想はよく検討してみなければならないと注意を促された次第である」と述懐している⁷⁷⁾。つまり、皇祖皇宗による国家理解と天皇の宗教性に問題を感じていなかったのである。

さらに、1946年1月1日のいわゆる「天皇の人間宣言」について、「この宣言はキリスト者にとってありがたく好都合であるというだけでなく、天皇の神格否定という日本の国体思想の根本にふれた大きな思想問題を含んでいると思

74) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」84頁。

75) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」87頁。

76) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」88頁。

77) 桑田秀延「神学とともに五十年」122頁。

う」⁷⁸⁾と高く評価した。当時の多くの日本人が同様の反応を示しているが、しかし、今日この宣言の原案が「天皇を以て神の裔^{すえ}なりとし」となっていたところを侍従長の本下道雄が、これでは困ると言って「現御神」と変更したことが知られている⁷⁹⁾。要するに、この文章は記紀神話が語る神の子孫であることは否定しておらず、日本の国体理解の基礎に何ら変化をもたらししていないのである。

最大の問題は神社参拝を推進する言動をしたことである。丁寧に読めば「教團として進んで之をとりあげ、具体的方針を決定して問題を解決し」と言っただけで、神社参拝を行うようには述べていないが、論理と文脈上これを推進したとしか読めず、弁明の余地は無い。また、厳しい立場に立たされていたとはいえ、教会と宗教関係の雑誌にこの文章を公にしたことについて、戦後向き合わなかったことの責任は免れない。

しかし、ここで桑田の戦中の言動を糾弾したり、戦後の認識の甘さを指摘しても、本質的な問題解決に至らない。なぜならば、日本の国策と国体は見えにくい仕方である現在の生活文化に浸透しているからである。むしろ、認識を新しくすべきは、日本における宗教政策の効果と影響力である。それを見抜くために改めて取り組む神学的主題があるとすれば「国家論」となるだろう。桑田は戦中の論文でそのことに言及しており、この解決が海外のキリスト教ではなく、「将来に於ける日本基督教の展開のうちに期待される」⁸⁰⁾と述べた。けれども戦後、教会と国家の問題について欧米の神学者に学ぶことはあっても、日本特有のこの問題に取り組むことはなかった。彼は戦前から一貫した福音と伝道に基づく神学的思索を戦後も展開しているが、そこに天皇制国家とキリスト教信仰の関係を問う考察がすっぽりと抜け落ちていた。この傾向は現代にも引き継がれ、文化に潜む日本の伝道者の感覚を鈍らせているものをより見えにくくさ

78) 桑田秀延「神学とともに五十年」120頁。

79) 本下道雄『側近日誌』（文藝春秋、1990年）89-90頁参照。

80) 桑田秀延「日本基督教の問題とその理解」88頁。

せているだろう。

結びにかえて

本論では明治以降の政府の宗教政策の影響を通して、日本における聖書の語りの担い手がぶつかる壁に注目してきた。それは聖書の神を神とする感覚を鈍らせるもので、生活文化を通して浸透している日本精神、すなわち天皇制国家の宗教政策であった。

第二次世界大戦後、GHQの政策によりこれらの問題は取り除かれたと考えられていた。しかし、今日研究の進展によりGHQは明治政府の宗教政策を継承しており、見えにくい仕方で今日も継続していることが指摘されている⁸¹⁾。さらに、無意識の中で共有している国民的価値観が国策により天皇制と切り離せなくなっているものもある。たとえば、「平和国家」という文言と理念は立場を超えて多くの日本人が重んじる国家のアイデンティティーとなっているが、戦後日本の方針となっているこの文言を最初に提唱したのは昭和天皇である⁸²⁾。筆者はこの成立過程を研究し、この内実が戦前の天皇を中心とする国体思想であり、戦後の「平和国家」に戦前の国体思想の連続性が含まれることを明らかにした⁸³⁾。さらにこの理念を戦後の民衆に浸透させるため一役を買ったのが賀川豊彦と日本基督教団であることも分かった⁸⁴⁾。また、矢内原忠雄は戦後に昭和天皇が語ったこの言葉に感銘を受け、自覚的に「平和国家」の啓発活動を行

81) 以下を参照。岡崎匡史『日本占領と宗教改革』（学術出版会、2012年）。島蘭進『戦後日本と国家神道』。拙著『抵抗権と人権の思想史』。

82) 和田春樹『「平和国家」の誕生——戦後日本の原点と変容』（岩波書店、2015年）。

83) 以下を参照。拙著「戦後平和思想に潜む伝統思想 I——天皇勅書と平和国家」『キリスト教と文化』36号（青山学院大学宗教主任研究叢書、2021年）89-114頁。「戦後平和思想に潜む伝統思想 II——戦前の国体と戦後の平和国家」『キリスト教と文化』37号（青山学院大学宗教主任研究叢書、2022年）171-189頁。「開院式勅語における『平和国家』成立過程——東久迩宮と石原莞爾の国体思想に基づく平和思想の影響」『青山総合文化政策学』13巻21号（青山学院大学総合文化政策学部、2022年）3-20頁。

84) この研究成果は『キリスト教と文化』38号（2023年）に掲載予定。

ったが、それは記紀神話に繋がる日本精神を評価した言説であった⁸⁵⁾。戦争中に東京帝国大学を追われた矢内原は、イザヤ書を講解し、1939年の講演で以下のように語っていた。

満州事変支那事変と、事件が発展してきた。どうしてこうなったか。……神を信じない者の言うことに信者迄が付和雷同して、「必然だ」「必然だ」と反響することを私は頗る心外に思っている。それは知恵が足りないということよりも信仰がないのだ。「自分達は客観的情勢を知らないから」と言うが、知らないということは此の場合弁明にならない。それは預言者の信仰の欠如を自白するものに等しい。客観的情勢についての知恵、少なくともその真相についての感覚は、預言者の信仰のあるものには啓示せられる。国家の政策が如何なる方向に向かうべきかの問題は、根本的には、聖書の預言を読む者には解ると思う。今日の世界の混乱は、神を離れて己の力によって国を立て、国を広げてゆこうとする人間的努力からおこったものである、と断定してよからうと思う。⁸⁶⁾

矢内原はこのような鋭い感覚で時代の霊と戦う心を持っていた。ところが、この矢内原でさえ天皇を敬愛し、記紀神話の語る日本精神と国体思想に疑問を感じなかったのである。それほどまでに国家の宗教政策による日本精神は生活文化の中で浸透しており、記憶を越えた習慣において無意識に受け入れられているのである。

同様のことは欧米の文化価値と呼ばれている人権や民主主義にも観察できる。これらの文化価値はキリスト教信仰に多くを負っているが、そのアイデンティティを失い、様々な文化的要素を混在して日本化している⁸⁷⁾。キリスト教会に

85) 矢内原忠雄「日本精神と平和国家」『矢内原忠雄全集 十九巻』（岩波書店、1964年）所収、62頁。

86) 矢内原忠雄『矢内原忠雄全集 十二巻』（岩波書店、1964年）527-528頁。

87) 拙著『抵抗権と人権の思想史』第2部参照。

においても無自覚に聖書の信仰から日本精神にすり替わった言葉を用いている可能性があり⁸⁸⁾、聖書の語りの担い手として聖書の言葉を吟味する神学的思索が求められる。

最後に、今回の考察から見えた課題を主題として示すならば、プロテスタント教会における国家論の神学的構築である。プロテスタント教会は教会と国家の分離という近代民主主義国家の形成に貢献してきたが、国家形成にまで展開する神学的思索は多くなかったように思われる。少なくとも、天皇という存在のいる日本においては、この問題に取り組まなければならなかったはずである。桑田秀延が述べたように「この問題は日本の教会がどうしても避けることの出来ない、否な寧ろ積極的に解決しなければならない根本問題である」という彼の認識は間違っていない。ただし、戦前は妥協し、戦後はこの主題が抜け落ち、その意味で戦争中の責任を償う誠実さに欠けていたと言える。しかし、その批判の言葉はそのまま今日の我々に向けられる。日本において聖書の神を神とする信仰を育むためにも、現在の社会に残存するこの国のかたちとその文化的影響力を見抜き、聖書の語りの担い手を支える同伴者として、日本という国家を神学する福音的思索が求められるであろう。

(もりしま・ゆたか)

88) キリスト教用語と日本精神の言葉の混乱については桑田秀延もすでに指摘していた。桑田秀延「日本傳道の辯證論」135-136 頁参照。